

次の業務について、企画提案に係る手続き開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和3年2月24日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和3年度 しずおか子ども・家庭相談事業業務委託

(2) 業務目的

本業務は、通信手段が電話からSNSに移行していることを踏まえ、家族の悩みを抱える子どもや子育ての悩みを抱える保護者の「相談したい気持ち」に応える新たな相談窓口を開設し、児童虐待の予防・早期発見を図ることを目的とする。

(3) 履行期限

令和4年3月31日限り

(4) 契約限度額

37,200,000円（消費税込み）

2 企画提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる条件をすべて満足していること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと。

3 実施要領等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和3年2月24日（水）から令和3年3月10日（水）まで

(2) 配布場所及び配布方法

子ども家庭課ホームページ

www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-140/kokatei/

4 企画提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により企画提案書を提出すること。

(1) 提出期間

令和3年2月24日（水）から令和3年3月10日（水）まで（持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間）

(2) 提出先

〒420-8601

静岡市葵区追手町9-6 静岡県健康福祉部子ども未来局子ども家庭課子ども家庭班

TEL：054-221-2922 FAX：054-221-3521

E-mail : kokatei@pref. shizuoka. lg. jp

(3) 提出方法

上記提出先まで郵送、持参、電子メールのいずれかの方法にて提出すること。ただし、電子メールにて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

5 契約予定者を特定するための基準

- (1) 実施要領別表 2 に掲げた契約予定者の特定に係る評価項目・基準に定めた項目を勘案して特定する。ただし、評価の最も高い者が 2 者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が 2 者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。なお、評価において評価点の合計が満点の 40% 以上に満たない者は特定しない。

- (2) 契約予定者に特定された者に対しては、特定通知書により令和 3 年 3 月 17 日（水）までに通知する。

6 非特定理由に関する事項

- (1) 企画提案書を提出した者のうち、契約予定者に特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により令和 3 年 3 月 17 日（水）までに通知する。
- (2) (1) の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和 3 年 3 月 24 日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに書面（様式自由）により、発注者に対し非特定理由について、説明を求めることができる。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和 3 年 3 月 31 日（水）までに書面により回答する。
- (4) (2) の書面は、4 (2) に示す静岡県健康福祉部子ども未来局子ども家庭課子ども家庭班まで提出すること。ただし、書面は持参により提出することとし、郵送、電子メール、電送によるものは受け付けない。

7 その他

- (1) 詳細は、「令和 3 年度しずおか子ども・家庭相談事業業務委託公募型簡易プロポーザル実施要領」による。
- (2) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 照会窓口は、〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6 静岡県健康福祉部子ども未来局子ども家庭課子ども家庭班 電話番号(054-221-2922)とする。